## 集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める声明

- 1.7月1日、安倍政権は「集団的自衛権」の行使は憲法上許容されていないとした、これまでの憲法解釈を逸脱する行使容認の「閣議決定」を行った。これは憲法9条に背き、多数の国民の声を無視し、海外での武力行使を容認し「海外で戦争をする国」への道を開こうとするもので、日本国憲法を蹂躙する断じて許されない行為であり強く抗議し撤回を求める。
- 2. 多数の国民が集団的自衛権行使容認に反対の声を上げ、マスコミ各紙が警告の記事を掲載するなど、反対の世論が大きく広がる中で、与党協議という密室協議で憲法を否定し、戦争への道を開く決定をした安倍内閣の暴挙は絶対に許されない。また、平和の党を名乗る公明党が、国民をだましながら「戦争をする国づくり」のためのこの決定に賛意を示したことは、明らかに選挙公約違反である。
- 3. 日本の自衛隊が、憲法9条に反して作られてから60年が経過したが、この間、 自衛隊は憲法9条の「海外で武力行使をしてはならない」という歯止めによって、 他国の人を一人も殺さず、戦闘による一人の死者も出していない。

しかし、今回の閣議決定は「わが国と密接な関係国(米国、韓国、オーストラリア、クウェート等)に武力攻撃が発生し、国民の権利が根底から覆される明白な危険がある」と時の政府が判断した場合、自衛隊は戦地に赴くことになり、日本が戦争に参戦をすることになる。

戦後日本は、平和憲法のもとで戦争を放棄してきたが、若者に「殺し、殺される」 ことを強要することを断じて許してはならない。

4. 日本国憲法第9条は、戦争の放棄、戦力不保持、交戦権否認を明確にうたっている。すなわち、集団的自衛権の行使は、憲法第9条の許容するところではなく、時の政府が憲法解釈を変えることが出来るという「閣議決定」は、明らかに立憲主義の否定である。

憲法を守るのは、国民の義務であり、政治家や首相であればその見本となるべきであって、自ら踏みにじる暴挙は断じて許せない。

5. 戦前の軍国主義復活を国民は許さない。

通信労組は戦争を放棄した平和憲法の精神を守り、次々と国民生活を破壊する政策に反対し、軍国主義に突き進む安倍政権の野望を打ち砕くために奮闘し、憲法9条を守り抜く決意です。

2014年7月2日

通信産業労働組合